

# 第1章 計画の基本的事項

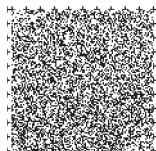
## 第1節 計画策定の背景と趣旨

平成 18 年 4 月に施行された「障害者自立支援法」においては、障害者及び障害児（以下「障害児者」という。）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体障害、知的障害、精神障害の3障害の一元化や就労支援の強化、支給決定の仕組みの明確化、安定的な財源の確保などが図られるとともに、市町村と都道府県に対し、障害福祉計画の策定が義務付けられ、必要な障害福祉サービスや相談支援等の提供体制を地域において計画的に整備する仕組みが導入されました。

本県においては、障害者自立支援法施行以来、これまで4期（12年）にわたり障害福祉計画を策定してきましたが、この度、第4期計画（平成27年度から平成29年度）の計画期間が終了することに伴い、これまでの計画の実績及び地域の実情等を踏まえ、新たに第5期計画を策定することとしました。

今回の計画策定にあたっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行3年後の見直しや、児童福祉法の改正により、都道府県・市町村においても障害児福祉計画を定めるものとされたことから、これらの見直しを踏まえた内容にしました。

県としては、平成25年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されたことや平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことから、その理念である「障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を念頭に、この計画に基づいた施策の展開を図っていきます。



## 第2節 基本理念

この計画は、「第3次佐賀県障害者プラン」、「障害者総合支援法」の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して作成します。

～「障害のある人もない人も、ともに支え合いながら、安心して暮らすことができる佐賀県」を実現するため、生活支援である障害福祉サービス、相談支援、居宅支援等の提供体制を計画的に整備する～

### (1) 障害児者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害児者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害児者が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町及び県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

### (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されました。佐賀県では、「障害のある人もない人も、みんなが暮らしやすいまちに。佐賀県、みんなで支えるけん！」をキャッチフレーズに、県民一人ひとりが障害のことを理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、障害のある人だけでなく、すべての人にとって暮らしやすい社会になるよう、周知、啓発を行います。

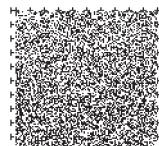
### (3) 障害者虐待の未然防止と早期発見・早期解決

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」を踏まえ、障害者虐待の事案発生時の受付窓口として、市町では「障害者虐待防止センター」を、県では「障害者権利擁護センター」を設置しています。

県では、市町への支援・助言を行い、医療、保健、福祉、法律、行政(警察を含む)などの関係団体と連携を図りながら、障害者虐待の未然防止、事案発生時の早期対応を図ります。

### (4) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害児者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町を実施主体の基とし、障害福祉サービスの対象となる障害児者の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等として、サービスの充実を図ります。



また、障害福祉サービスの地域間での格差について、市町に対する県の適切な支援等を通じて格差解消に努めます。

なお、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図ります。

#### (5) 地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害児者の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害児者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

#### (6) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、地域づくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下、「医療的ケア児」という。)に対する包括的な支援体制の構築等といった取組を計画的に推進します。

#### (7) 成年後見制度等の利用促進

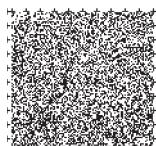
障害福祉サービスの利用促進の観点から成年後見制度利用支援事業の全市町への拡大を促進するとともに、成年後見制度における後見等の業務を適正に行なうことができる法人を確保できる体制を整備し、障害者の権利擁護を図ります。

また、知的障害者、精神障害者については、「知的障害者福祉法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により、本人の福祉を図るために特に必要があると認めるときは、市町長が法定後見開始の申し立てをすることができることになっており、そのことを含めた周知を図ります。

#### (8) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町を、障害児入所支援については県を実施主体の基本として、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。



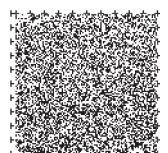
さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や、包容（インクルージョン）を推進します。

※「第3次佐賀県障害者プラン」基本理念

ユニバーサルデザインを前提として、「障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で笑顔で暮らせる共生社会」を目指します。

※「障害者総合支援法」基本理念

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての障害者等が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと及び障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。



## 第3節 計画の性格と位置づけ

### ① 計画の法的根拠等

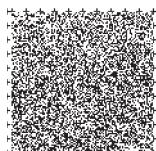
この計画は、障害者総合支援法第 89 条に定める佐賀県の障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 22 第1項で定める障害児福祉計画であり、障害者基本法第 11 条第2項に規定する障害者計画(第3次佐賀県障害者プラン)、佐賀県地域福祉支援計画、佐賀県保健医療計画、佐賀県介護保険事業支援計画(さがゴーランドプラン 21)と調和するよう策定しています。

### ② 障害者計画(第3次佐賀県障害者プラン)と障害福祉計画及び障害児福祉計画との関係

障害者計画は、障害者基本法に基づき策定するものであり、障害者施策の基本的な考え方を明記し、施策を総合的、計画的に推進するために定める中期(5 年間)の計画であるのに対し、障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害児福祉計画は児童福祉法に基づき3年を1期として策定するものであり、障害者プランに掲げる生活支援の事項中、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する3年間の実施計画的な位置づけとなっています。

### ③ 県計画と市町計画との関係

住民に最も身近な基礎的な自治体として市町においても、障害福祉計画及び障害児福祉計画が策定されているところであります、県計画は、市町の方針を尊重しつつ、市町の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう広域的な観点から支援・調整を行う役割を持っています。



## **第4節 計画の策定方法**

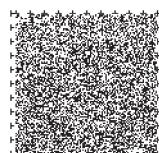
この計画は、国の基本指針を基本としつつ、市町の障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量をもとに、県内の支援状況に応じて成果目標及びサービス見込量を設定しています。

また、障害者や障害者支援団体、学識経験者等で構成する「佐賀県障害者施策推進協議会」での審議を経て策定しています。

なお、毎年度実績を分析・評価し、必要に応じて数値目標や内容の見直しを行います。

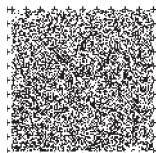
## **第5節 計画期間**

この計画の期間は、2018(平成30)年度から 2020(平成32)年度までの3年間とします。



## 【障害者関係各計画の計画期間】

県計画は、市町の方針を尊重しつつ、市町の障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量をもとに設定

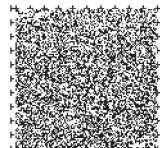


## 第6節 区域の設定

障害者の地域生活への移行や一般就労への移行を県内の全ての地域で効果的に促進するため、障害保健福祉圏域を単位として、地域における障害福祉サービスの利用状況や地域の実情を踏まえ、広域的な視点から支援を行います。

なお、この計画における区域は、「第3次佐賀県障害者プラン」で設定している障害保健福祉圏域と同じ5圏域とします。

圏域名	区域
中部障害保健福祉圏域	佐賀市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡(吉野ヶ里町)
東部障害保健福祉圏域	鳥栖市、三養基郡(基山町、上峰町、みやき町)
北部障害保健福祉圏域	唐津市、東松浦郡(玄海町)
西部障害保健福祉圏域	伊万里市、西松浦郡(有田町)
南部障害保健福祉圏域	武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡(大町町、江北町、白石町)、藤津郡(太良町)



## 第7節 計画の推進

### (1) 推進体制

- ① 障害児者が、必要な障害福祉サービスを県内どこでも受けられるよう、市町と連携を図り、施策の効果的な推進に努めます。
- ② 設定した目標値の達成に向けて、地域全体で障害児者を支える力を高める観点から、福祉団体、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者等のネットワークを構築し、強化します。
- ③ 就労支援については、福祉、教育、医療、労働と連携し、関係機関一体となつた総合的な取組を推進します。
- ④ 障害者の地域生活への移行や就労支援を推進するため、住民、企業等の障害や障害者に対する理解を促進します。

### (2) 分析・評価

- ① 成果目標及び活動指標については、毎年度その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画及び障害児福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。  
中間評価の際には、佐賀県障害者施策推進協議会へ諮ります。
- ② 中間評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画及び障害児福祉計画の成果目標や内容の見直し等を行います。

